

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	高橋伸行君	企画調整課長	木下誠司君
税務課長	中嶋努君	健康福祉課長	藤塚康孝君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	山口哲司君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	立川昭雄君
会計管理者兼 会計課長	衣斐修君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	水野忠宗君		

## 3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	渡部善充
書記	森田唯		

## 4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第4号 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

日程第3 議第5号 垂井町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第4 議第6号 垂井町内部組織設置条例の一部改正について

日程第5 議第7号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第6 議第8号 垂井町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

- 日程第7 議第9号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議第10号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議第11号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議第12号 垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について
- 日程第11 議第13号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議第14号 垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議第15号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議第16号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議第17号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議第19号 土地の無償譲渡について
- 日程第17 議第20号 町道路線の認定について
- 日程第18 議第21号 指定管理者の指定について
- 日程第19 議第22号 平成31年度垂井町一般会計予算
- 議第23号 平成31年度垂井町国民健康保険特別会計予算
- 議第24号 平成31年度垂井町簡易水道特別会計予算
- 議第25号 平成31年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
- 議第26号 平成31年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第27号 平成31年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議第28号 平成31年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第29号 平成31年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第30号 平成31年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第31号 平成31年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第20 議第36号 垂井町新庁舎備品（事務机・椅子類）の取得について
- 日程第21 議第37号 垂井町新庁舎備品（会議テーブル・椅子類）の取得について
- 日程第22 議第38号 垂井町新庁舎備品（収納庫類）の取得について
- 日程第23 議第39号 垂井町新庁舎備品（移動棚類）の取得について
- 日程第24 議第40号 垂井町新庁舎備品（特別職室家具類）の取得について
- 日程第25 議第41号 指定金融機関の指定について
- 日程第26 議第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第27 議第43号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第28 議第44号 人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第29 議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、2番 広瀬隆博君、3番 乾豊君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 諸般の報告

---

○議長（角田 寛君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に監査委員からの検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

---

日程第2 議第4号 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

---

○議長（角田 寛君） 日程第2、議第4号 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第4号 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議第5号 垂井町犯罪被害者等支援条例の制定について

---

○議長（角田 寛君） 日程第3、議第5号 垂井町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第5号 垂井町犯罪被害者等支援条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議第6号 垂井町内部組織設置条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第4、議第6号 垂井町内部組織設置条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号 垂井町内部組織設置条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議第7号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第5、議第7号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議第8号 垂井町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第6、議第8号 垂井町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号 垂井町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については、これを原案の

とおりの可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議第9号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第7、議第9号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議第10号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第8、議第10号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第11号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第9、議第11号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第11号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議第12号 垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第10、議第12号 垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。



これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第12号 垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議第13号 垂井町介護保険条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第11、議第13号 垂井町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第13号 垂井町介護保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議第14号 垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第12、議第14号 垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第14号 垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議第15号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第13、議第15号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第15号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（角田 寛君） 日程第14、議第16号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第16号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（角田 寛君） 日程第15、議第17号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第17号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議第19号 土地の無償譲渡について

---

○議長（角田 寛君） 日程第16、議第19号 土地の無償譲渡についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第19号 土地の無償譲渡については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議第20号 町道路線の認定について

---

○議長（角田 寛君） 日程第17、議第20号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

13番 丹羽豊次君。

〔13番 丹羽豊次君登壇〕

○13番（丹羽豊次君） ちょっと道路認定についてお尋ねしたいんですが、今回認定される4050、栗原50号線でございます。

先日も現地へ行ってきましたと、県道の垂井養老から未来工業まで900メートルですか、あるわけでございますが、途中県道の栗原青野線、栗原青野から未来工業までは立派に舗装してあります。それと、栗原青野からまだ垂井養老までは未舗装でまだ工事車両も入って工事をやっておったというような形でございますが、この路線を認定されるについて、全体、1路線を今

回認定されるんですが、栗原土地改良の区域内等々このような道路もまだ数本があると思うんです。なぜ一緒になされなかったのか、今回この1路線だけですので。

それと、今言いましたけど、舗装してあって、西のほうは舗装していないということについては、やはり道路管理上も問題があると思うんですよ。東については、まだ交通規制、公安との協議が調っているのかどうか知りませんが、そこで交通事故等々起きた場合、私も心配するものです。

それで、一応公安との協議づけと申しますか、それを早くやっていただくのと、それと町道の下の所有権ですね、これは公有地でなっているのか。土地改良の土地なのか、町の土地なのか、町で買収されたのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思っております。以上です。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 丹羽議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今回、圃場整備事業のほう、町道認定をさせていただきましたが、冒頭初日のときに、県道栗原青野線から終点までは供用開始いたしますということでお伝えをいたしました。その後、東側については、まだ現在工事中でございますので供用開始につきましては行いません。供用開始をするところは、県道栗原青野線から終点のところとしたいと思えます。

それと、土地改良区、何本か道路工事をやられますが、あと町道認定をしていく路線につきましては1路線を予定しております。幸瀬古から北へ、現在、今回認定をさせていただきました9メートルの道路をあと1路線認定をさせていただきます。まだこれは工事、完成等はやっていないものですから、完成間近になりましたら認定をかけていきたいなあとというところがございます。

あとの土地改良事業で道路をつくっている道路につきましては、農道というところで、舗装をしなくて砂利道となっておりますので、その辺のところは農道で管理をしていただくと、地元で管理をしていただくということになっております。

また、公安の協議につきましては土地改良区のほうでやっておりますので、私のほうではちょっと把握はまだしておりません。

それと、あと所有権の移転でございますが、換地処分が最終年度に行われますので、換地処分が行われましたら町のほうへ移管されるということになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第20号 町道路線の認定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議第21号 指定管理者の指定について

---

○議長（角田 寛君） 日程第18、議第21号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 質問させていただきます。

町長さんにお尋ねしたいんですけども、このデイサービスセンターの底地でございます。あわせてその隣には生きがいセンター、あるいはもう一つ隣には保健センターがございます。この土地の所有者からは毎年数百万の、いわゆる借地料を払っての借り上げだというふうに認識をいたしておりますが、もう既にこの施設が建設されて以来、今日までずっと1億数千万の借地料が累積されているんじゃないかなあというふうに思っております。

そこで、これからもこういったサービス展開をあの場所でされるならば、用地の買収も含めて御検討される方向性はあるのかどうなのかということ、ぜひ町長さんの方向性をお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

用地に関する部分でございます。今の保健センター、デイサービスセンター、生きがいセンターについての底地の部分が借地ということで、ずうっと来ておるわけでございますけれども、この用途に関しましては、やはり今保健センター、あるいはデイサービス、生きがいというような形で福祉の部分が占めておるわけでございますけれども、今後、やはり将来的には、庁舎も移転することもありまして、そういったものを統括的に集中していく必要もあろうかというふうに思います。施設管理の管理計画等からいいたしても、やはり管理のしやすさ、あるいは集中していくことというのは必要性も感じておりますので、将来にわたってここをずうっとこ

のままということがあるのかというのはこれからの検討になりますけれども、もしそういうふうになるのであれば、議員おっしゃるように用地の取得ということについて前向きに考えていかなければいけません、今後の展開においては、こういった福祉施設をある部分、ほかの施設とも合わせる中で、トータル的に管理をしていくという方向性もぜひ必要になってまいっていると思っています。

そういうことを考えながら処理をしていきたいと思っておりますので、現状では、今このまま借地を続けますが、将来、その方向性が出た時点で、その土地についての対応は考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第21号 指定管理者の指定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議第22号 平成31年度垂井町一般会計予算

議第23号 平成31年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第24号 平成31年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第25号 平成31年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第26号 平成31年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第27号 平成31年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第28号 平成31年度垂井町介護保険特別会計予算

議第29号 平成31年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第30号 平成31年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第31号 平成31年度垂井町水道事業会計予算

---

○議長（角田 寛君） 日程第19、議第22号 平成31年度垂井町一般会計予算から議第31号 平成31年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これら10議案につきましては、予算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 若山隆史君。

〔予算審査特別委員長 若山隆史君登壇〕

○**予算審査特別委員長（若山隆史君）** ただいま一括議題となりました議第22号 平成31年度垂井町一般会計予算から議第31号 平成31年度垂井町水道事業会計予算までの10議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、3月6日から8日までの3日間にわたり委員会を開催し、執行部担当所管から説明を聴取するなどして、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会に付託されました10議案について、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決するものと決定した次第でございます。

なお、附帯意見として次の事項について、十分留意して取り組まれることを求めるものであります。

平成31年度は改元が予定されており、また本町においても、新庁舎の完成及び移転が見込まれるなど新たな時代が始まる記念すべき年に当たる。主要施策、事業等については、議会に対し、その内容や進捗状況など、十分な説明や協議をされるとともに計画的な予算執行を意識し、あわせて本委員会の審査における意見等を真摯に受けとめ、適切な財政運営に努められたい。

以上、予算審査特別委員会の審査の報告といたします。

○**議長（角田 寛君）** これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより10案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は一括して起立により行います。

10案に対する委員長の報告は、いずれも可決すべきものとなっております。

議第22号から議第31号までの平成31年度各会計予算は、これをいずれも委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立、よって、各案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。



○議長（角田 寛君） 日程第20、議第36号 垂井町新庁舎備品（事務机・椅子類）の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第36号 垂井町新庁舎備品（事務机・椅子類）の取得について提案理由を御説明申し上げます。

新庁舎用備品を取得するに当たりまして、過日、指名競争入札に付しましたところ、養老郡養老町口ケ島344番地の1、株式会社ニシワキ、代表取締役 西脇恭司が落札いたしましたので、この者と2,754万円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 議第36号 垂井町新庁舎備品（事務机・椅子類）の取得について補足説明をさせていただきます。

お手元にお配りしてございます入札結果表につきましても、あわせてごらんいただきたいと存じます。

本件につきましては、現在、工事を進めております新庁舎において職員が事務を行うために、必要な机・椅子などの備品を取得するために物件供給契約を締結しようとするものでございます。

去る2月20日に、町内3者を含め5者により指名競争入札を執行したところ、1回目の入札で入札額2,550万円で落札した業者を決定したところでございます。このため、消費税を含め2,754万円で、養老町口ケ島344番地の1、株式会社ニシワキ、代表取締役 西脇恭司と物件供給契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本物件の納入期限につきましては、平成31年7月12日といたしたところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） ただいま上程されました新庁舎の備品購入、議第36号、後にまた4議案が提案をされる予定であります。最初の議案ですのでお尋ねをしたいと思っております。なお、新しい庁舎の備品ですので、何ら請負については疑義を申すわけではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

といいますのは、実は昨日、議会の全員協議会でこれについて提案の説明がございました。そこで、最後のほうになりましたが、議員のほうから辞退者についての質問があったわけですが、それに伴いまして、執行部からの答弁で、辞退者については今後の指名等について慎重に取り扱い、考えていくようにしていきたいというような発言がございました。

この発言は、非常に私は重い発言だと思います。いわゆるこれは、指名委員会としての基準の中にそういったことが入っておるのでしょうか。指名基準に入っておるのでしょうか。それとも、指名通知書や仕様書に記述されておりましたか。それとも、指名委員会の要綱か要領かわかりませんが、そういうのに規定がされておるんですか。ここらあたり、しっかりともう一度お願いしたいと思います。これは、指名委員会の委員長にお尋ねします。

○議長（角田 寛君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 山田議員からの御質問でございますけれども、今回の入札に関しまして辞退のありました業者につきまして、指名委員会として慎重に対応するという御質問でございますけれども、確かに、今回の案件につきまして、全ての物件について辞退がなされました。通常、一般的に辞退をされる際には、その辞退に対しての理由づけがなされるわけでございます。今回、この理由づけに関しましては、何ら文書では出てきておらないものでございまして、一般的にこういった理由もなしに辞退された場合につきましては、やはり指名委員会の中で慎重に審議して、後々の指名をどうするかというのは検討しているところでございます。

議員御指摘の、じゃあ要綱とかそういったものに記載されているのかというところでございますけど、それについては何ら記載がされておられません。しかし、道義的な責任といたしまして、私らが求めているのは、やはりなぜ辞退されたかなというところあたりの理由を明確にさせていただきたいという思いもございます。

しかしながら、町内の業者ということもございまして、こういったことにつきましては、やはり指名委員会で慎重にこれから検討をしていきたいと思っております。やはり、我々行政マンといたしましては、町内の業者育成ということも片方でございますので、そのあたりは慎重に審議をしていきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（角田 寛君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） よくわかりました。

しかしながら、やはり一般的な辞退で理由がないからということであれなんですけれども、何といたしますか、やはり言葉として出されるということが非常に僕は、これは重たいと思います。

今までにも辞退というケースが幾つかあったと思いますけれども、やはり文章に辞退届の理由がないということであれば、再度もう一回、出し直させるとかいうようなこともされたのかどうかよくわかりませんが、それが基準とならずうっといきますと、辞退された業者を僕はかばうわけじゃありませんよ、ありませんけれども、たまたまこれは目立つんです。5つもこれから提案されてくるのに。

それで、今後の指名の仕方について、指名委員会だけでそれを検討するのはいいかもわかりませんが、辞退された方にも、やはりしっかりとそこらあたり、それとこれは一執行と辞退された方とのやりとりでなくして、今後の指名の通知の仕方についてもしっかりと明記しておけば、こんな問題は生じないかなあというふうには、私1人かもわかりませんが、そこらあたり一つ、お考えいただければありがたいと思います。

○議長（角田 寛君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 今、山田議員から再質問いただきました件でございますけれども、やはり指名通知の中に、そういったこともあわせて記載するというのもやはり検討していく必要があると思います。そのあたりにつきましては入札の事務という観点で、一つまた見直しの検討の方向で進めさせていただきと思いますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） この指名競争入札ですが、予定価格とかなり近いところで上がっているわけなんですけれども、メーカーが指定されたということをお聞きしているんですけれども、どのメーカーに指定されたのかということをお伺いします。

私どもとしてみれば、より安いものを買われたらいいかなあと思いますが、同等品ではだめということをお聞きしておるんですけれども、どこのメーカーを指定されておられたのかということをお聞きいたします。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 本件入札の内容でございますけれども、事務机・椅子類でございます。ほかにも会議テーブルだとか書棚類とか、いろいろございますけれども、今回、採用メーカーは幾つかございます。コクヨ、オカムラ、サカエ、オリバー、三進金属工業、クマヒラな

どそれぞれ幾つかございます。しかし、椅子を取り扱っているメーカーとか、机を取り扱っているメーカー、それぞれ我々のほうにいろんな事前に提案等もいただいております、実物も見ております。メーカーそれぞれ、やっぱり特徴があるものでございまして、仕様書の中には、今回、新築する庁舎にふさわしいと思われるものについて幾つか指定をして指名を、仕様書に記載をさせていただいたところがございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第36号 垂井町新庁舎備品（事務机・椅子類）の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議第37号 垂井町新庁舎備品（会議テーブル・椅子類）の取得について

---

○議長（角田 寛君） 日程第21、議第37号 垂井町新庁舎備品（会議テーブル・椅子類）の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第37号 垂井町新庁舎備品（会議テーブル・椅子類）の取得について提案理由を御説明申し上げます。

新庁舎用備品を取得するに当たりまして、過日、指名競争入札に付しましたところ、垂井町1285番地、株式会社青原堂、代表取締役 富田茂が落札いたしましたので、この者と2,397万6,000円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 議第37号 垂井町新庁舎備品（会議テーブル・椅子類）の取得について補足説明をさせていただきます。

これも同じく、お手元にお配りしてございます入札結果表につきましても、あわせてごらんいただきたいと存じます。

本件につきましては、現在、工事を進めております新庁舎において、会議室におけるテーブルや椅子類などの備品を取得するために物件供給契約を締結しようとするものでございます。

去る2月20日に、町内業者3者を含め5者により指名競争入札を執行したところ、1回目の入札で入札額2,220万円で落札業者を決定したところでございます。このため、消費税を含め2,397万6,000円で、垂井町1285番地、株式会社青原堂、代表取締役 富田茂と物件供給契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本物件の納入期限につきましては、平成31年7月12日といたしたところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第37号 垂井町新庁舎備品（会議テーブル・椅子類）の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議第38号 垂井町新庁舎備品（収納庫類）の取得について

---

○議長（角田 寛君） 日程第22、議第38号 垂井町新庁舎備品（収納庫類）の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第38号 垂井町新庁舎備品（収納庫類）の取得につきまして提案理由を御説明申し上げます。

新庁舎用備品を取得するに当たりまして、過日、指名競争入札に付しましたところ、垂井町1285番地、株式会社青原堂、代表取締役 富田茂が落札しましたので、この者と3,510万円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 議第38号 垂井町新庁舎備品（収納庫類）の取得について補足説明をさせていただきます。

お手元に配付してございます入札結果表につきましても、あわせてごらんいただきたいと存じます。

本件につきましては、これも現在、工事を進めております新庁舎において、事務室に配置し、事務書類を保管する収納庫などの備品を取得するために物件供給契約を締結しようとするものでございます。

去る2月20日に、町内業者3者を含め5者により指名競争入札を執行したところ、1回目の入札で入札額3,250万円で落札業者を決定したところでございます。このため、消費税を含め3,510万円で、垂井町1285番地、株式会社青原堂、代表取締役 富田茂と物件供給契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本物件の納入期限につきましては、平成31年7月12日といたしたところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） 先ほどと同じような質問なんですけれども、収納庫類って何種類ぐらいの収納庫類が入られるのかということなんですけれども、それとあと、またメーカーですね、指定されておると思うんですけれども、収納庫といたら、そう数は限られておると思うんです。先ほども言いましたが、少しでも安い価格で買われたほうがいいのではないかとということで、

同等品等たくさんあると思います。

また、今回のメーカー、先ほど言われましたが、仕様書も出しているということでございますが、どのような仕様で入札されたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） ただいま御質問がございました収納庫類についてでございますけれども、その内容でございます。

どのような種類とか、どのようなメーカーにしたのかというところでございますけれども、収納庫類につきましては、例えば3段引き違い戸だとか、収納庫で3枚引き違い戸とか、両開き戸の収納庫、いろいろございます。それと、この中には耐火金庫も含まれております。また、図面立てとか、壁固定金具も地震のときに倒れないように、そういうようなものも含まれております。今回、分類いたしますと、それらで45分類をこの収納庫類の中にはリストとして上げているところでございます。

設置場所につきましては、各課の事務室とか、例えば収納庫両開き戸、下置きの木目調のものでと議員控室に置かせていただくものもこの中に含まれております。先ほど申し上げました耐火金庫につきましては、1階の耐火保管室とか、2階の総務課にあります耐火保管室などにも置くというようなことになっております。サイズにつきましても、それぞれ幅、奥行き、高さなどで指定をさせて仕様書に上げているところでございます。

数につきましては、例えば収納庫3段引き違い戸、下置きなんかですと182とか、多いものでいきますと、収納庫用の天板なんかですと282枚とか、多いのもあれば少ないのもそれぞれ種類でございます。

それで、メーカーのお尋ねもございましたけれども、やはりサイズとか事務室の態様によっていろいろメーカーも持っているわけでございますけれども、さきにも申し上げましたとおり、それぞれさまざまところで、例えば図面立てなんかですとウチダ同等品とか、記載台なんかですと末永製作所同等品とかそういうふうなことで、指定をして発注をしておりますのでよろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 御質問させていただきます。

今まで議決された備品類もひっくるめて、新庁舎の外観も含めての、いわゆるこれは内装部分でございますけれども、内部ですね、そこら辺の備品、これらは外見、内面も含めて新たな垂井町の顔になるんですね。非常に備品の選定に関しては重要だと思っておるんですけども、壁、それから事務机等も含めてのトータル的な選定について、垂井町職員だけで、平面図、あるいはいわゆるパーツ等から類推しながら、その空間にはめ込んでいくという作業は大変なこ

とだと思えるんですけども、トータル的な、そういったアドバイスの、あるいはデザイン的なコーディネーターというのは設置されておると思うんですけども、それはどのような形でこの備品等を選定されてきたかというようなことをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 今、若山議員からお尋ねがございましたのは、庁舎の建物に合わせてトータル的なデザインで、例えば色目だとかというような、あとは言葉は悪いですけど重量感とかですね、そういうことで品質も含めてのお話かと思えますけれども、実は、いろいろな業者が役場のほうに営業に参ります。そこで、何回かはいろいろな業者が提案したものを、実物を見て、庁舎に置いて、幾つかの業者の、そして職員にも感じていただきながら、参考として意見を聞きながら進めてきたところでございます。

また、今回、設計事務所も建物の管理に入っております。今後、納入に当たっては、その設計事務所のデザイン的な感覚も含めまして、色目だとか、そういう品質のバランスといったものを決定しながら最終決定をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） ただいま答弁をいただきましたけれども、進行形ではなしに、もう既にこれは購入契約の議決案件なんですね。だから、いわゆる今までの経過、経緯を聞いておるんですね。どういった机を選定して、どういった脇づきを選定して、どういった椅子を選定して、それは役職別にどうするかとか、この壁にはどういったキャビネットを設置するかというのは、そういったトータルコーディネーターが選定していく、これは一般家庭でも同じなんです。だから、そこら辺の経過、経緯を聞いておるだけで、これからの進行形を聞いておるんやないんです。それが重要な垂井町の顔になるんですよ、新たなね。私らもそれらを、よりよい顔になるべく望んでおる立場の者として、そこら辺の経過、経緯をもう一度、御答弁いただきたいと思えます。

○議長（角田 寛君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 若山議員の御質問にお答えいたしますが、特定の業者と委託契約をしてコーディネートをお願いしたわけではございません。梓は設計事務所でございますので、設計事務所等もいろいろ、どういった形式のものを設置したらいいのかというのについては指導を仰いでおります。メーカーとか、そこらの指定につきましては、それぞれメーカーが営業に来たときに、ここの部分についてはこういった種類のものを入れたら、設置したほうがいいのか、そういったアドバイスを受けながら、その指導をもとに庁舎の中でいろいろ検討して、こ



の指名といたしますか、型番といたしますか、種類に決定したものでございます。決して業者任せといったことではございませんので、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第38号 垂井町新庁舎備品（収納庫類）の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議第39号 垂井町新庁舎備品（移動棚類）の取得について

---

○議長（角田 寛君） 日程第23、議第39号 垂井町新庁舎備品（移動棚類）の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 続きまして議第39号 垂井町新庁舎備品（移動棚類）の取得について提案理由を御説明申し上げます。

新庁舎用備品を取得するに当たりまして、指名競争入札に付しましたところ、垂井町綾戸871番地の8、鹿野家具、鹿野隆穂が落札いたしましたので、この者と2,862万円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） ただいま提案されております議第39号 垂井町新庁舎備品（移動棚類）の取得について補足説明をさせていただきます。

お手元にお配りしてございます入札結果表につきましても、あわせてごらんいただきたいと存じます。

本件につきましては、現在、工事を進めております新庁舎において、書庫に書類を保管する移動棚などの備品を取得するために物件供給契約を締結しようとするものでございます。

去る2月20日に、町内業者3者を含め5者により指名競争入札を執行したところ、1回目の入札で入札額2,650万円で落札業者を決定したところでございます。このため、消費税を含め2,862万円で、垂井町綾戸871番地の8、鹿野家具、鹿野隆穂と物件供給契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本物件の納入期限につきましては、平成31年7月12日といたしたところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第39号 垂井町新庁舎備品（移動棚類）の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議第40号 垂井町新庁舎備品（特別職室家具類）の取得について

---

○議長（角田 寛君） 日程第24、議第40号 垂井町新庁舎備品（特別職室家具類）の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第40号 垂井町新庁舎備品（特別職室家具類）の取得につきまして提

案理由を御説明申し上げます。

新庁舎用備品を取得するに当たりまして、過日、指名競争入札に付しましたところ、垂井町綾戸871番地の8、鹿野家具、鹿野隆穂が落札いたしましたので、この者と1,144万8,000円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） ただいま提案されております議第40号 垂井町新庁舎備品（特別職室家具類）の取得について補足説明をさせていただきます。

お手元にお配りしてございます入札結果表につきましても、あわせてごらんいただきたいと存じます。

本件につきましては、現在、工事を進めております新庁舎において、正・副議長室、特別職室、応接室などにおいて必要な家具類を取得するために物件供給契約を締結しようとするものでございます。

去る2月20日に、町内業者3者を含め5者により指名競争入札を執行したところ、1回目の入札で入札額1,060万円で落札業者を決定したところでございます。このため、消費税を含め1,144万8,000円で、垂井町綾戸871番地の8、鹿野家具、鹿野隆穂と物件供給契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本物件の納入期限につきましては、平成31年7月12日といたしたところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） お尋ねをいたします。

議案件名で備品の中で、特別職室というのが、実は非常にこれは目立つんですね。本来、確かに新しい庁舎ですので、先ほども議員がおっしゃったように新しい顔というような格好で新しい備品がそれは必要かもわかりませんが、本来であれば、大変な金額なんですね、これは。31億4,000万円でしたか、総額。当然、備品を調達されるときに、町長や副町長、教育長、議会のほうに話があったのかどうかわかりませんが、このときに使えるものと使えないものの、いわゆるまだ十分使用できるものと使用できないものとの頻度があると思うんですね。

それと、それぞれの特別職室の中には、企業から家具が寄附された調達品があると思うんですけれども、ここらあたりもどうされるのか。本来であれば、最後のこの議案については、いずれかの4つの中に包含して契約をしておけば、これは住民の目からも非常にまあまあというような感じがとれると思うんですけれども、これは件名で出るんですよ。ここらあたり、どういう考え方があったのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 今、山田議員からお尋ねがございました。

この発注の中の業務名につきまして、特別職室家具というふうに使っているということでございますけれども、実は、今回この議長室を初め、町長室、副町長室、教育長室、それと応接室、あと議員控室などなど、特に木製の家具を中心に使うようにした特徴がございます。ほかの部屋に比べますと、ここの部屋は特に木製の家具を使いまして、県からの補助金の対象だとかそういうふうなもので、ほかの部屋とはちょっと様相を変えて温かみを持たせるといいますか、そういう意味で木製家具を使用しております。

そういうことで、分けてこういう名称になったわけでございますけれども、この名称がどうかということでもございますけれども、今後におきましては、このような場合が出ました場合には、深く検討していく必要があるのではないかとというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（角田 寛君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 総務課長、大変苦しい答弁でございます。

木製家具に調度品をそろえられる、よくわかります。しかし、きのうの協議会室なんかを見ても、あの机なんかはまだ十分使えるんですけれども、ただ部屋によっては使えないかもわかりませんね。そこらはよくわかります。しかしながら、補助金があるから、補助金があるからと言うんですけれども、補助残は誰が出すんですか、垂井町でしょう、税金で出すんでしょう。ですから、やっぱりそこらあたりは……、違うんですか、違うんだったら言ってくださいよ。

やっぱり特別職という名前がどうしても気になるんです。ここらあたり、何というんですか、既にもう、これは日程で上程されていますから、これは表に出ますけれども、住民なんかは、またお尋ねがあったときには、よくお答えをしていただきたいと思います。この考え方、もう一回、誰か特別職の方でお尋ねします。

○議長（角田 寛君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 山田議員の再質問にお答えさせていただきます。

この特別職家具類という名称を使った件についてでございますけれども、確かに議員がおっしゃられるように、住民の方からしてみたら特別職は特別扱いなのかというふうに思われるかもしれません。これについては、特段、私らも深い思いがあったわけではございませんけれども、今総務課長が申しましたように、特に特別職、あるいは応接室等につきましては、家具調のものを使うということを主体として備品の選定をさせていただきました。そういったことから、安易にこの特別職という名称を使ってしまったということにつきましては、おわびを申し上げたいと思います。

今後、やはり町民の皆さん方から誤解を招くような名称等につきましては、その都度、慎重には検討はしておるんですけれども、いささか安易にこういったことをしてしまうということも、多々行政の事務執行上はあるわけでございますけれども、今後はこういったことにつきましてはくれぐれも気をつけてまいりたいと思いますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第40号 垂井町新庁舎備品（特別職室家具類）の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議第41号 指定金融機関の指定について

---

○議長（角田 寛君） 日程第25、議第41号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第41号 指定金融機関の指定について提案理由を御説明申し上げます。

現在の指定金融機関との契約が平成31年6月30日をもって満了することに伴い、7月1日か

ら株式会社十六銀行を指定金融機関に指定いたしたく、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては会計課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 会計管理者 衣斐修君。

〔会計管理者兼会計課長 衣斐修君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（衣斐 修君） ただいま上程されました議第41号 指定金融機関の指定について補足説明をさせていただきます。

地方自治法第235条第2項で、市町村は政令の定めるところにより金融機関を指定して、市町村の公金の収納または支払いの事務を取り扱わせることができる旨の規定がなされております。

提案説明でもございましたように、現在の指定金融機関でございます大垣西濃信用金庫との契約期間3年が本年6月30日をもって満了となるのに伴いまして、本年7月1日から2022年6月30日までの3カ年間、株式会社十六銀行を指定金融機関にいたしたく、お願いをするものでございます。

なお、地方自治法施行令第168条第3項に定めます指定代理金融機関には株式会社大垣共立銀行、同施行令第4項に定めます収納代理金融機関には大垣西濃信用金庫、西美濃農業協同組合、東海労働金庫、株式会社ゆうちょ銀行を予定しているところでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 質問させていただきます。

時あたかも、岐阜県においても同じような案件が審議されているとの新聞報道がございました。垂井町も4行ですか、輪番で3年でしたね、3年サイクルで自動的にかわっていくということなんですね。ところが、会計管理者の方も含めての職員さん、かわることによる大変な事務やら、それと体制の変化によって、ストレスも大きなものがあると思います。

この自動的に指定金融機関をかえていくというのは、ままだまって、いわゆる慣例恒例なのか、条例で定まっているのか、ちょっと今ここでは私述べられませんけれども、そういった少なくともリスクですね、変更を自動的にすることによる企業側の競争意識も含めてのそういったことを、ぜひ町の最高責任者であられる町長にお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の御質問にお答えをしたいと思います。

冒頭、議員もおっしゃいましたように、まさに今県のほうで指定金融機関がもめておる状況で、恐らくそれに関して何か質問が来るのではないかなあとっておったところもあるわけでございますけれども、県のほうは、ずうっと十六銀行が指定金として収納業務をやっておりまして、それが5年前にかわったということでございます。そこら辺の経緯はいろいろあったわけですが、そのときには、5年ごとにかえていくことによって競争原理を生かそうというお話もあったというふうに思っております。

当町におきましては、今おっしゃいましたように4行が、多分私も法令で決まっておる云々ではなくて、多分慣例的なものかというふうに思っておりますけれども、交代をしていくということでございます。

やはりこのことによって、確かに会計業務側においては3年ごとにかわっていくというリスクはございますけれども、やはり町民の方にとっては、さまざまな銀行が役場とかかわりを持っているということの意識にもつながっていく部分があると思います。また、入ってこられる金融機関においても、そういった公的業務をやるということにおいて我々の内情ということも知っていただけますので、さまざまな部分でメリットが出てくるのではないかなあというふうに思います。これは、やはり1行だけでやっていきますと当然競争原理も働きませんし、その安穏としたというか、言葉は悪いかも知れませんが、あぐらをかいたような状態に陥らないとも限りません。やはりかわっていくことによって、そのときそのときの社会情勢によってもいろんな対応ができると思います。私は今、町がとっておりますこのシステムについては、これからこうやってやっていくべきであるという思いでございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第41号 指定金融機関の指定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（角田 寛君） 日程第26、議第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員 桑原良樹氏の任期が平成31年3月21日をもって満了することに伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

---

日程第27 議第43号 人権擁護委員の候補者の推薦について

---

○議長（角田 寛君） 日程第27、議第43号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第43号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由を御説明申し上げます。



人権擁護委員 栗田ゆかり氏の任期が平成31年6月30日をもって満了することに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第43号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

---

日程第28 議第44号 人権擁護委員の候補者の推薦について

---

○議長（角田 寛君） 日程第28、議第44号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第44号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員 高木房子氏の任期が平成31年6月30日をもって満了することに伴い、後任に辻本裕利子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第44号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

---

日程第29 議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第29、議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） ただいま上程されました議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正について御説明させていただきます。

平成31年4月1日より健康福祉課から子育てに関する部門を独立させ、子育て推進課とされることに伴い所要の改正を行うものであります。

お手元に配付いたしました新旧対照表をごらんください。

第2条の表、文教厚生委員会の項中「健康福祉課」の次に「、子育て推進課」を加えるものであります。

附則といたしまして、この条例の施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上が議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正についての説明でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成31年第2回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時36分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 乾 豊